

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 S T A C Y 更新炉の新規制
基準対応に係る設工認（8分割）及び核計装中性子検出器検出部
（起動系）の更新についての行政相談
2. 日 時：令和4年7月4日（月）13時30分～14時20分
3. 場 所：原子力規制庁 10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職、
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 臨界ホット試験部 臨界技術第1課
臨界技術第1課長 他4名
安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 主査 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
原子力機構からの配布資料
資料1：S T A C Y 更新炉の新規制基準対応に係る設工認（8分割）について
資料2：S T A C Y 核計装中性子検出器検出部（起動系）の更新について

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	そうしましたら本日 s t a g e の行政相談を始めたいと思います。早速ですが資料に基づき説明の方よろしく願いいたします。
0:00:11	はい、原子力機構の小林です。それではまず、資料を、
0:00:17	共有します。
0:00:22	はい。こちらの方の資料でご説明いたします指摘事項新炉の新規制基準対応に係る設工認 8 分割についてということでご説明いたします。
0:00:33	前回のヒアリング、5月31日のヒアリングから少し間があきましたので、前回の内容と今回の内容について1ポツ、経緯及び概要でご説明いたします。
0:00:47	前回のヒアリングの内容として主に三つ、ご説明いたしました。一つ目が、燃料の輸送新規燃料ですね。
0:00:57	S T A C Y で使う新規燃料の輸送が中断していて遅延すること。
0:01:02	それから二つ目それによって、
0:01:09	当該燃料の製作に関する設工認を除いた、
0:01:14	七つの設工認に係る検査を実施して同検査に合格した時点で適合確認することとしたいというふうにご相談しているところです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:25	それから三つ目です。その時の炉心性能試験では現有する燃料、今手持ちの燃料を使用することを検討しているということをご説明しました。
0:01:37	上記の説明に関し、規制庁の方から、
0:01:44	基本、確認するとした場合に、許可、設工認に対して支障がある箇所がないか説明することと、コメントをいただきまして、第2項、本資料の第2項の通り、整理しています。
0:01:57	一方です。先日のヒアリングで、検査班の方から、燃料を除く合格書を出す。
0:02:04	燃料除いて七つの設工認に対する合格書を出すことは可能というお話をお聞きしまして、それであれば分割を変更しなくても良いと考えまして、
0:02:16	分割条件を変更しない場合における手続きについて第3項の通り整理しております。
0:02:26	また現有する燃料を炉心性能試験に使用することについて、これらの許可、設工認、保安規定に基づく燃料の取り扱いを第4項の通り整理しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	最後に、これらをまとめてですね、S T A C Y更新炉の検査をどのよう に進めたいかについて結論を5ポツにまとめております。
0:02:51	それでは2ポツの方からご説明していきます。
0:02:55	まず、8分割の変更、8分割を7分割に完全に変更しまして、燃料を全 部切り離すという場合の影響についてです。
0:03:07	現在S T A C Yの設工認、
0:03:11	許可も含めてですけれども設工認8分割になっておりまして、まず設置 許可の方はへ影響はなしと。
0:03:20	それから、
0:03:21	第1回、第3回、国会、6階7階8階、それぞれにですね同じように8 分割にしますという施設購入の分割表を、
0:03:36	設工認の申請書に添付しております。こちらの方を8分割から7分割に 変更する土とした場合にはこの分割表の修正が必要になると。
0:03:46	それについて届け出もしくは変更申請が必要になると、そういう影響が あります。
0:03:53	それからちょっと後程詳しくご説明しますが、第3回の設工認の うち、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:00	設工認の工事フローのうち、炉心性の試験で使用する燃料を、今現有燃料、もしくは新規燃料と、もしくはというかまたはですね、または、
0:04:11	新規燃料と書いてあるんですけどもそれを今回、
0:04:17	現有燃料で炉心性の試験をやるということから、工事フロー限定限定しまして現有燃料に限定するという変更申請届け出が必要だと考えております。
0:04:31	8分割を7分割に変更する分割条件を変更する場合の手続きについては、
0:04:40	影響については以上と考えてございます。
0:04:44	それから3ポツ、先ほど申しました、8分割のまま、変更しない場合について、どういうふうを考えているかということをご説明しますと、
0:04:57	8分割に対する使用前事業者検査は、燃料製作設工認に関する検査と、それ以外の七つの設工認に大きく分けることができます。
0:05:11	燃料と炉心本体の方ですね、この二つに分けられる。
0:05:15	このため、まずは新規燃料以外の検査を進めて七つの設工認に対する検査に合格して、その合格の範囲、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:24	S T A C Y更新炉と既存の燃料の範囲ですね、この範囲の中で運転を行うことを考えてございます。
0:05:32	その後、新規燃料が届きましたら、燃料調達後に使用前検査を行って検査に合格すると。で、それを全部終わってから炉心し、
0:05:44	S T A C Y更新炉に係る全体野瀬新規性基準体を完了したいと考えてございます。
0:05:51	なお、
0:05:54	申請の試験では既存燃料を使用するため、第3回設工認の工事フローに記載の燃料、
0:06:02	燃料を既存燃料に修正し、届け出もしくは変更を行うことを検討しているということで、ちょっと資料、別資料になりますけれども、
0:06:13	第3回設工認の中にどのように書いてあるかということですが、こちらの方ですね。
0:06:20	使用する運転に使用するものは、ウラン棒状燃料、
0:06:29	既設のウラン棒状燃料、もしくは、
0:06:32	ウラン、新規燃料ですね、を用いると、ここはいいんですけれども
0:06:40	工事フローのところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:42	この
0:06:43	裏の道場燃料をこちらの機能検査に使うという、こういう工事フローの中でですねこのu
0:06:50	棒状燃料どう書いてあるかっていうと、
0:06:54	既存既設または新規で認可を受けて、新規燃料ですね。
0:07:01	既存または新規燃料、
0:07:04	を受けて製作するものということで、
0:07:09	既存または新規燃料を書いてある、この工事フローにおいて、
0:07:18	この工事フローが成立するためには、
0:07:21	この炉心性の試験で二つの燃料、新規と既存どちらの燃料もないと、フロー自体が成立しないのではないかと考えてまして、機能検査では、既設の
0:07:34	燃料を使うということでここを既設の燃料に限定した形で工事フローを受け、修正しようというふうに考えております。
0:07:47	資料戻りまして
0:07:50	そういったことを受けて

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:53	大きく二つに分けた炉心本体の方と新規燃料の検査時期、合格時期を分けることによって、8分割の全体の分割は変更、分割条件の変更は必要ないと考えてございます。
0:08:09	具体的な進め方としては、ここに書いてある1から6括弧まで、
0:08:16	まず、耐震改修。
0:08:18	はい。8分割目のうちの4分割目。
0:08:24	及び貯蔵設備Ⅱに係る使用前検査を受検しましてその合格後を棒状燃料貯蔵設備、これ雪子委員第4回の申請範囲。
0:08:34	の工事を進めます。
0:08:37	その後第1回、2回3回、呉市分利第4回と。
0:08:43	需要前検査を受検しまして、上記の検査、ここまでの7分割、8分割のうち7分割までの
0:08:53	使用前検査を受検すると、それに合格した後は、
0:08:58	その合格した範囲、STACY更新炉と既存の燃料の範囲に限定した運転を実施するのとしたいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:07	その次、新規燃料調達して使用前検査を受検する、使用前検査の合格する検査に合格することでS T A C Y更新炉の8分割全体の新規制基準対応が完了すると。
0:09:20	そういう流れで進めていきたいと考えてございます。
0:09:26	この燃料以外の七つの設工認の検査っていうのは、原子炉本体、燃料体、これは既存の燃料のみですね新規燃料除く燃料体。
0:09:37	それから継続制御放射線管理貯蔵設備等が対象であって、既存燃料を用いるS T A C Y更新の運転に係るすべての内容が含まれているものです。
0:09:48	このため、この七つの設工認に対する検査に合格した後は、既存の燃料を使用する範囲において、S T A C Y更新炉の運転を実施可能と考えてございます。
0:10:02	なお新規製作した燃料に係る新規制基準対応というのは、燃料自体にかかっている。
0:10:09	地震損傷防止や外部衝撃による損傷防止、それから新規に製作した燃料自体に求められる基準であって、既存燃料を使用するS T A C Y更新炉の運転には影響がないと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:22	ということです。
0:10:25	ということから、衛藤分割条件を変更しなくとも
0:10:31	実施可能であると考えてございます。
0:10:37	続きまして4ポツで
0:10:40	治験にですね炉心性の試験に既存燃料を用いることについてということ で、これは
0:10:48	大丈夫なのかと、いうことを整理しております。
0:10:52	まず、許可及び設工認の記載に関してなんですけれども、まず許可にお いてステージの、
0:10:59	原子炉本体はコレコレコレとしております燃料体として、旧S T A C Yで用いたウラン棒状燃料及びロシアで製作したウラン棒状燃料どち らも可能使用可能とする記載となっております。
0:11:15	また第3回設工認の第1編、
0:11:19	の設計仕様のところに、先ほどお見せしたここですね、
0:11:25	どちらの燃料も使用するというふうに設工認に記載しておるとい うこと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:32	工事フロー、先ほどもちょっとご説明しましたけれども工事フロー今ど ちらの燃料も、
0:11:40	既設または新規燃料とを記載してございますけれども、これ、使用前事 業者検査においては、既設の燃料、使用するというを明確化するた めに、
0:11:52	ここの部分については、記載を適正化というか明確化したいと考えてご ざいます。
0:12:01	このためS T A C Yの炉心性の試験のための初臨界に際して永久ステー ジで用いたウラン棒状燃料を使用することは可能であるということ。
0:12:13	許認可上ですね、考えてございます。
0:12:17	それから保安規定に基づく燃料の取り扱いなんですけれども、
0:12:23	臨界実験装置であるS T A C Yの炉心性能試験というのは、ある特定の 炉心のリスクが他のを、
0:12:31	炉心のそれを包含するものとして、代表的な炉心を検査するものではな く、
0:12:37	保安規定に及び下部規定に定める所定の手続きに従って炉心を構成する ことによって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:45	制限値を満足できることを確認することが目的であると考えてございます。
0:12:51	なので、つまり、情報、すいません。
0:12:57	上限ぎりぎりの検査をするということではなくて、その燃料を用いて、事前解析を行って、それがちゃんと
0:13:07	ねらっていた通りの制限値に入っているかどうかと、機能するかどうか、それを検査するのが炉心性の試験であると。
0:13:16	いうことを、
0:13:18	を考えてございます。このため許認可上のすべての燃料を用いることなく、減容現有する 400 本の燃料で試験実施可能であると考えてございます。
0:13:29	所定の手続きというのは、検査ガイドをに書いてある、
0:13:35	臨界実験装置については、これこれ
0:13:38	に伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関すること、こちらの手続きに従って保安規定、現在、主申請しております保安規定に定めると。
0:13:52	いうことを考えてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:55	この手順は初臨界だけではなくて、新規燃料に対しても同じ手順として、新規性基準新規製作した燃料を炉心で使用する場合には、
0:14:08	当該燃料に対する使用前検査合格後を現在申請中の保安規定に基づいて所定の手続きを経て使用することとしたいという。
0:14:18	ことを考えてございます。
0:14:21	いろいろご説明しましたけれどもまとめとして、S T A C Y更新炉を今後どのように進めていきたいかということをもとめてございます。
0:14:32	三つございましてまず一つ、第3項の検討の通りS T A C Y更新の全体の設工認分割条件、こちらは8分割のままで変更しないと。
0:14:44	S T A C Y更新炉と既存燃料に関するかかる検査
0:14:49	8分割のうち、燃料除く7分、七つの設工認に対する検査を合格することで、この既存燃料を用いた運転を行うこととしたいと。
0:14:59	それから第4項の検討の通り、工事フローに記載の燃料を既存燃料に限定した上で、炉心性の試験に威厳現存するね。
0:15:11	既存の燃料を用いることとしたいと考えてございます。
0:15:16	その後新規燃料の調達ができたら、新規燃料設工認に対する検査を行って、8分割全体のS T A C Yの新規制基準対応を完了したいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:29	このような流れで推進、
0:15:31	の新規性基準対応を行いたいと考えてございます。
0:15:37	説明は s t a g e から、以上です。
0:15:43	はい。ありがとうございます。何かございますか。
0:15:49	規制庁の加藤です。すいませんちょっと教頭ではあったんですけど、 2 ページ目のところの 3 ポツのですね、2 パラですか。
0:16:03	なおおしりの試験では知名明瞭に使うため、第 3 回の工事フローに記載 の年齢を既存面量に修正し、
0:16:14	届け出もしくは変更申請を行うことを検討しているんですけども、 先ほど
0:16:21	冒頭では、何か両方試験をしないと成り立たないんじゃないかというふ うに考えて、こういう修正をしたいというふうな旨の発言があったと思 っています。
0:16:36	それ、私ちょっと第 3 回の申請の時審査にあまり携わっていなかったの で、ちょっとそこら辺の経緯はわからないんですけど、今現状でもで すね、こちらの工事フローの*1のところは、施設、または、
0:16:52	になっているので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:54	十分成り立つんじゃないかなと思っているんですけど、そこを変更認可申請で、既設のものに限定するっていうことは何か、
0:17:06	これで読み取れるっていうふうに思うので、その他の理由って何かありますか。
0:17:22	はいS T A C Yの小林です。
0:17:28	本件ですね、検査班の方よく使用前事業者検査等で原科研にこられる
0:17:38	ことがありますして、検査班の方にも事前にこのような形で進めたいと思いますっていうのは立ち話程度にお話しているところです。そうしたところ、
0:17:48	検査班の方からですね、最終的にこの工事フローでいくと、やっぱりこままたはと書いてあって、AまたはB、
0:17:58	既設または新規燃料でここ、
0:18:02	の機能検査を受けると、こういう記載としては、
0:18:07	及び、新規または既存の燃料があることが前提として、
0:18:14	機能検査を行うと。
0:18:16	従って存在自体はしている中で、AまたはBを使う。
0:18:23	検査をすると、そういう解釈になる検査の方としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:27	ということをコメントをいただきまして、
0:18:34	つまり検査の時に、これAまたはBって書いてだけを用いてやると、検査で指摘することになると、いうことを
0:18:45	コメントいただきまして、それならばということで、既設の燃料を使うと、はっきりとを明確化したいと。
0:18:55	工事フローの中で何を原料使うかと、限定したいと。
0:19:00	いうことを考えて修正したいと考えてございます。以上です。
0:19:07	規制庁カトウですちょっと検査課の方が何を懸念されていて、そういうふうな発令をされたかっていうのがちょっと私の方だと、今の発言だけだとわからない部分があって、
0:19:23	今の件坂さんが言った趣旨に沿うとすると、要するに、炉心の性能試験ってというのが、施設の年齢を、それと新規年度を両方でやらないと成立しないんだよと。
0:19:38	そういうふうに言っているんじゃないかとかなあと。だから今回ここで設工認で、既設の燃料を使ってやるんだよ。で、まず、その炉心の整合試験を見ます。
0:19:52	それで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:55	その場合新規燃料とかであ、炉心性の資金っていうのをやらないって いう形になるわけですよ。
0:20:06	はいS T A C Yのコバヤシです。はい。その認識です。これそうなる と、何て言うんすかね。どれでやるのっていうのを限定する意図がよく わからなくて、
0:20:20	設工認の審査では、どっちかでどっちかで生業試験をやればいよって 言っているのに、
0:20:28	それがおそらくですよ。その第3回の申請では、既設の燃料であれ、新 しく作る人形であれ、それに使用は変更なくて、
0:20:39	その炉炉心の挙動っていうんですかね。
0:20:43	挙動に対して、パラメーターを今のものとかでも十分逃げますっていう のを確認していると思うんです。
0:20:52	それで、既設だけで仮にやったとすると、新しい燃料で炉心性の試験っ て必要ないのかっていうところになってしまうような気もしていて、
0:21:04	ここって本当に変更認可申請が必要になってくるのかなっていうのが 少々疑問なんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:13	<p>そこってJ Aとしてはどういうふうにとらえてここを変更するかっていう解釈をしているかっていうところを少しわかれば教えていただきたいですし、そこが仮にわからないようであれば、</p>
0:21:27	<p>ちょっとですね線坂さんも交えて、またちょっと話し合いますかかっていうところもありますし、</p>
0:21:37	<p>はい、衛生士の小林です。施設側の認識についてご説明いたしますと、まずそもそもこの機能検査というのは、炉心がちゃんと挙動するか、</p>
0:21:51	<p>どん、既存でも新規でもどちらでもいいんですけども、その燃料を用いて、ちゃんとその炉心のパラメーターが挙動するかと。</p>
0:22:02	<p>そういうことを確認するのがこの機能検査、燃料に対する検査ではなくて、その炉心本体の検査です。その炉心本体の検査をするために燃料が必要であると。</p>
0:22:13	<p>その燃料っていうのは、既存でも、</p>
0:22:17	<p>新規でもどちらでも、問題はないんですけども、ここの機能、工事フローに書いた初臨界に用いる機能検査については、既設の燃料を用いますということを明確化したいと。</p>
0:22:34	<p>そういうふうな考えでここ、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:37	修正したい。
0:22:38	ただし使用する燃料としては設工認の中でもご説明した通り、既存の燃料を用いても新規燃料を用いても、どちらも
0:22:51	問題ない、問題ないというか、使えるような設工認にな、評価もしておりますので、使用する燃料としてはどちらも用います。
0:23:01	ただし、この機能検査で用いる燃料としては既設のものを用いますという事で、記載の明確化ととらえてございます。
0:23:15	以上です。
0:23:19	市長の加藤です趣旨がわかったんですけど、どう。
0:23:26	なんで変えなきゃいけないのかなってというのがちょっと驚見越智、明確にしてっていうのはまず理解はしました。
0:23:35	ですが、今のままだでもちょっと繰り返しですけど、両方、
0:23:39	両方どちらが使えば、この、この機能等検査については、
0:23:46	OKだよっていうふうに読み取れていて、
0:23:51	そこをちょっと機種だけに限定するんですけどっていうふうになった時、
0:24:00	本当に新炉心に対して、新しい燃料を用いた性能試験というのが必要ないねん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:11	室長ないとするそういう観点を、もう一度確認しなきゃいけないかなと思うんですね。
0:24:19	ちょっとですのでここ只野お互い言っていってもしょうがないので、ちょっと次回またヒアリング際にちょっと検査官及びっていう、
0:24:29	ちょっとそこは確認をしていきましょう。
0:24:31	私からは以上です。
0:24:36	許可からの正誤表です。
0:24:40	江藤原子力規制庁のタツモトです。
0:24:44	江藤。すでにヒアリング等で確認している部分かもしれないんですけど、今回、2 ポツの方で、許可から、設工認の
0:24:56	自分の1 から8 分の8 と保安規定とっていうふうな規格を出してもらってるんですけど、これ実際ノート所で確認したいと思ってまして、設置変更許可の本文添付書類でどういう記載になっているのか、それはその燃料等っていうふうな記載になってますということかもしれないんですけど、
0:25:15	どういうふうな記載になっていて、それに対して、変更が必要ないと考えているのか、ただその8 分の1 から8 分の8 の衛藤設工認の方でも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:25	<p>どういう記載になっていて、それーに対して変更がないと考えているのか、一部その工事のフローの部分については、明確にしたいというところで変更したいと考えているのかっていうところを、</p>
0:25:38	<p>もうちょっと見える化してもらってもいいですか。</p>
0:25:44	<p>はい。衛生士の小林です。すみません手元の資料でデータとしてお見せできるもの今ないんですけども、抜粋としてはこのように記載があって、まず設置許可の方ですね、設置許可の方、本文の</p>
0:25:58	<p>別冊 10 の本文はのは、</p>
0:26:01	<p>ページ 8 ページのところ、ステージの、原子炉本体は、タンク、燃料等から構成するというふう、本文に書いてまして、</p>
0:26:13	<p>燃料体の図面とか仕様とかで、どちらも使用可能とする記載になっている。</p>
0:26:20	<p>というのが許可の中身になります。</p>
0:26:25	<p>こちらの方の先ほどの分割表の方なんですけれども、これもちょっとすぐ手持ちであれなんですけれども、分割表に、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:35	要は、ステージの更新炉の分割条件を 8 分割にしてこういうふうに分 割 しますっていうその表が、同じ表がそれぞれの設工認に記載されてい ると、そういう状況になります。
0:26:51	以上です。
0:26:54	今の説明ですと、許可の方ではその原子炉本体は燃料体等から構成す る ってというような文言があって、それに対して設工認側はその許可整合の 観点で、どういう本文添付書類を記載してるんですかっていうところが 見えないんですけど、そこはどうなってるんですか。
0:27:15	はい。衛藤設工認の方の燃料の記載としては、この第 3 回設工認とい う のが炉心。
0:27:23	に用いる炉心の構成ですね、書いてある設工認が第 3 回設工認になっ て まして、その 1 編 1 炉心、3 ポツ 2 の設計仕様のところで、
0:27:34	使用する燃料体は、平成 4 年 5 月 7 日、7 日に認可され設計し、
0:27:43	明るい変更、要はここは、
0:27:46	平成 4 年からここの既設のウラン棒状燃料、ここまでが、今、
0:27:51	現有する、うちで持ってる燃料既設の燃料棒、
0:27:55	を用いると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:11	で、運転に使用するものは、新規または
0:29:17	既設の燃料棒なんですけれども、ここの工事フローとしては、製作しま して配置をして炉心の家、
0:29:27	機能を検査すると、この機能の検査に用いる燃料がこちらのウラン棒状 燃料ですってということで、ここのこの燃料棒を既設
0:29:40	だから修正ポイントとし、修正点としては、
0:29:43	またはコレコレコレコレで受けて製作するもの。
0:29:47	ていうものを削除。
0:29:50	既設のものを使用するみたいな感じで、ここによろしいですか。おっし ゃってることはもう全然理解をされていて、うちとしてはそれをきちんと 新旧としてイギデンスを含めて確認をしたいということなんですね。
0:30:06	例えば今、第3回の設工認の前の部分で、運転に使える燃料としては二 つあるよっていう記載。
0:30:15	これも、例えば後ろの参考でつけてもらう。
0:30:19	蘇武委員、これ多分施工人だと思いますので、設工認の本文では両方使 えるようになっているよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:26	それで、許可の方でも、添付の方で、テンジウでしたっけ、この1冊中ですね、そっちの方で、両方の運転できるようですので、これもつけてください。
0:30:38	これ、両方からまず横野カウンティング両方の原料で運転できるよって いうのを、リリースを含めて確認ができます。
0:30:49	それで今度、設工認の方でどういう変更をしたいのかっていうところについては、神経とかで表せられますよね。
0:30:58	それらを、エビデンスも含めて、内容は今日わかったので、エビデンスを含めて、その新旧とかで表してくださいってというのが、
0:31:09	加藤さんからのコメントでございます。
0:31:14	ステージのコバヤシです。了解しました。
0:31:26	あ、すいません衛藤新燃料の話は、8分の2の設工認、
0:31:33	の部分でしか出てこないという理解でよろしいんですけどっけ。
0:31:47	はい。
0:31:48	新しい燃料棒の政策に関してはこちらの方の設工認で出ております。これだけです。
0:31:58	規制庁タツモトで強化しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:12	規制庁の加藤です。そうしましたらこの資料については以上となりまして、資料2の方の説明の方よろしく申し上げます。
0:32:43	原子力功績です。
0:32:45	それでは、資料2の方ですかね。
0:32:49	ヘイスウ合併症中性子検出器、検出部の構成についてと、いうことでご説明させていただきます。
0:32:58	まず、ステージこれの施設の核計装は、城戸家運転系体制出力系運転系線形出力系及び
0:33:07	安全所見の4系とそれぞれA系B系のあって8チャンネルからあなりそのうち、木戸家A系B系、2チャンネルの中性子検出器検出部。
0:33:18	以下が計装の計測でいうと、これについて確実な運転再開に向けた高経年化対策として、原子炉設置許可上の仕様要求を、
0:33:30	を満たす検出器、検出、同型汎用品これに交換したいというものになります。
0:33:37	核計装の検出部は消耗品として、もともとですね静水の当初、から効果を想定した汎用品を用いております。要因に項番可能なコネクタ接続となっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:51	制震更新に係る設工認申請書を第3回申請の全部書類の補足資料では、 ここの検出部の主要な仕様、検出器の検出原理、それから、型式寸法材質、
0:34:05	こういったものを記載しているんですけどもこれは検出原理と、現在 使用している検出部、汎用品を使用を示したものであり、個別機器の設 計要件を示したものではありません。
0:34:18	当該核計装検出部は、すでに生産が終了しており、今回同等性能品への 交換を考えているんですけどもその形寸法材質に軽微な変更が生じる ものの、検出器の
0:34:33	種類、検出原理を含むと、A系計測範囲及び系統数に変更はありませ ん。
0:34:40	このためこれらのことから、計画計装の設計要件を変更するものではあ りません。
0:34:47	以上のことから今回の核計装検出部、木戸家AKB系の2チャンネルで これの交換に伴う形及び
0:34:56	寸法の変更については試験研究の用に供する原子炉等の設置運転等に関 する規則第2条の2、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:05	これに定める試験研究用等原子炉施設の保全上支障ない変更該当するため、同第3条の2、
0:35:15	これに定める変更の届け出により、上記添付書類、補足資料の記載事項を変更することをしたいと思います。
0:35:24	今回変更となる附属資料について新旧対照表を別紙に示しております。
0:35:30	なお交換した核計装検出部は、停止施設の性能確認のための原子炉運転の改修する前に、
0:35:38	定期事業者検査及び使用前事業者検査により所定の性能を有することを確認すると。
0:35:45	いうことを考えております。
0:35:48	後ろの方の別紙なんですけれども、こちらに新旧を示しております。左側変更前、これは第3回申請の中の補足説明資料、
0:36:01	1のところ核計装設備の使用についてというところが書いてあります。右側が変更後になりまして、両括弧1中性子の測定範囲、それから、両括弧2の熱出力の測定範囲、
0:36:15	それからよう(3)の中性子束からの大西渋江のお母様こういったところは、変更はございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:23	両括弧 4 ですけれども、両括弧 4 に、譴責の原理、それから型式というのがありまして、この中の軌道家形式の種類としては b. の比例計算、これは変更はございません。
0:36:38	検出限度は変わらないんですけれども型式というところがありましてこれが生産が終了しているというところで、別な形のものにしたいというところ。
0:36:50	それ、それに伴って下、外形寸法をどこの多さ先方ですね、ここがちょっと若干変更になるというところ、それから結城館長が若干変更になります。
0:37:03	それから本体については材質が悪いから佐瀬になると。
0:37:08	あと電極についてはそのタングステンから発見にあるというところですね。他には中性子の夕刊材とか、封入ガスこういったところは変更はございません。
0:37:21	この下には図、会計図が載っておりますが若干その寸法が変わるというもので直径には変更がなく、そのU課長少し伸びるんですけれども、
0:37:32	そういったところで仕様には大きな変更はございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:36	そこでこのような汎用品のものに変更させていただきたいというものになります。
0:37:44	事前にちょっといただいている質問についてなんですけれども、設工認の本文の方にこういった記載があって、それらの変更が変更が生じるのかというところなんですけれども、
0:37:57	それについては、既設のところ、
0:38:00	もともとの
0:38:02	これは9ページの第6回の第6回申請というところのあれ。
0:38:10	ここが資料になるんですけれども、この中では、
0:38:14	演出、
0:38:16	検出器については、核計装については、城戸家この計測範囲、それから系統数、そういったところを書いてあると。
0:38:27	いうところで核計装の起動系については検出の経験セキの種類、それから計測範囲、系統数というのが書かれてあるというところで、この辺りに変更はございません。
0:38:39	過去にですね計測範囲の変更をちょっとやってるところがありまして、
0:38:45	これは炉周期系の指示範囲へ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:50	変更というのをやっておりますけれども、この中で、軌道系については 継続範囲とかを、を一部変更しているんですけれども、こういったところ が変更になるわけではなくて、
0:39:00	変更となるのは、検出器の部分のみになりますのでそういったその本部 のところにも変更はございません。
0:39:09	はい。資料については以上になります。
0:39:13	はい、ありがとうございます。何かもう、土肥も。
0:39:18	規制庁の加藤ですちょっと確認をさせていただきたいんですけれども。
0:39:25	まずですね、ちょっと確認の前に、一つ言っておくとこれ転じてH T T Rのところでも、会長済みなんですけれど、
0:39:37	水位変化がきちんとされてないなんていうことで言っておきますと、
0:39:42	まずですね整備変更。
0:39:45	軽微変更と、あと変更認可申請、変更認可Cです。
0:39:51	こちらについては、認可にはなったんだけど、仕様外検査が終わって合 格省が発行する前までの段階に適用される処分形態で、
0:40:04	これも確か運転開始直後から設工認をとってつけている見識なので、結 局そそれに関わって工認の合格書発行済みですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:17	そうすると、形変更の対象外となりまして、ここに記載のお手続きはまずできないってことはまずご認識をされたいというふうに思っています。
0:40:29	それで、今口頭で説明していただいた部分においては、
0:40:36	うちとして一番知りたいのは、過去にとったセキ公認のところの仕様から変更になるかっていうのがまず一番のメインであって、
0:40:48	その意見だけをちょっと説明はしていただいたんですけど、きちんと次回エビデンスを作って、再度説明の方お願いした猪野と、
0:40:59	今回、後ろの表にですね言葉の第3回のところで、添付書類として、こういう記載はあるんだけど、
0:41:12	これは既設のものをサポートして記載しているものなので、ここが変更になっても問題がないっていう多分論理立ててじゃないですか。
0:41:21	これを入れた人って何かあるんです。
0:41:28	行政東大においては、既設のセキ行臨場どういう記載になっているかっていう観点がまずメインに来るのにもかかわらず、今回その第3回の申請のですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:41	この仕様の部分を、後ろに乗せてきた人って何かあります、何々で構わないんですけど、
0:41:53	原科研 S T A C Y の医師ですけども、こちらの補足資料についてはですねヒアリングの中で、実際にどのような検出器を使ってるのかっていうところで型番とか原理、
0:42:07	そういったものを入れて欲しい添付書類の中で、
0:42:12	なので実際あんまり審査に関わる場所ではないので、補足資料というところで、
0:42:21	検出原理は決議です検出原理を入れて欲しいというところでこういった記載を追加したというものになります。
0:42:31	市長の方で入れて欲しいっていうのは誰のコメントですか。
0:42:40	ただ、効かない、塗布整理いただいてすいません、お答えとまず
0:42:46	ご質問、最初のご質問の意図はその資料に、第3回の設工認の表を入れたいぞということで、
0:42:56	質問されたと考えてよろしいでしょうかそれぞれAの通り、第3回の申請書につけたりお答えさ。いや、だから、それはそれ質問されてない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:09	意図といたしましては、先ほど見ていただきましたように、もともとの核計装の、鉄工人にはB Tで検査官ということだけ書いてあって、
0:43:21	その点では使用一切変わらないんですけれども、第3回の方に使用変えてしまったんでそこと違ってしまうことになるんで、
0:43:32	そこは上書きした方がよろしいでしょうかとそういうことでございます。
0:43:38	あくまで参考資料なので、もともと能が書いたままでも問題ないということでしたら特に上書きしないでも、
0:43:45	はい、結構かなと思います。
0:43:47	町長の加藤です先ほどの警備銀行のものと考え方は、結構一緒なんですけれど、設工認っていうものは、1回合格書が発行してしまうと、もうそれで閉じちゃうわけなんです。
0:44:04	閉じたものについて、変更しようとする場合は、新規申請で出すしかないんです。
0:44:11	それで、この第3回申請の添付資料については、あくまで認識違ったら後で、
0:44:21	きちんと回答しますが私の認識だと、あくまでこれ添付書類ですし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:27	さらに言うと、あくまで参考として入れているものなので、ここと変わってしまうことは全然問題ないと思うな。
0:44:40	それじゃあ、これを入れた意味っていうのは、もう
0:44:45	おそらく前とった既設のセキ工認で変更がないっていうのが、
0:44:51	1 ページ目の下から 2 パラのその上に書いてある、その型式とか、台数 軽微な変更が生じるものについての種類、計測範囲及び系統等に変更はないから、
0:45:04	各筋層の設計要件を変更するものではないっていうのが、前のセキ工認からの変更はないって言うところっていう理解でいいんですかね。
0:45:18	そのうち、うん。下から 2 パラの以上の、その教諭へ。
0:45:27	もともとの設工認の記載事項は一切変更されないところには一切変更はありません。
0:45:40	なるほど。添付書類のところだけが変更になるというところでしょう。 わかりましたそこがですね、過去の既設の設工認の記載から変更がない っていうのがあってちょっと読みづらくて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:55	そこをまず次回ちょっと明確化してくれるとともに、前回既設のその記載っていうのはこういうふうになってるよっていうのをエビデンスを含めて、
0:46:07	審議していただければと思います。
0:46:13	はい、了解しました。
0:46:21	規制庁のタツモトです。ちょっとすいません今のカトウから重複する部分ではありますけども、先ほどの資料1と同じように、
0:46:29	今回の資料では、4行目ですかね、消し、原子炉設置許認可上の仕様要求を満たすっていうふうに言われてるんですけど、許可での、
0:46:39	主要要求、設工認での使用供給、
0:46:43	に対して今の申請書上どうなってるのか、それに対して変更が必要ないとしてるのかっていう部分と、その添付書類の附属資料なのかってのはちょっといまいち単語がこう、
0:46:54	使い分けられてるのかってのは謎なんですけど
0:46:57	もし申請書上ではなくて補足に落ちてるんであれば補足のうち、どこで明確化しようとしているのかっていうところを、やはりそのエビデンスを用いて全体を確認したいので、そこの部分の整理をお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:10	はい、わかりました。
0:47:27	規制庁の加藤です。こちらからは以上ですが、J Aの方から何かございますか。
0:47:38	上がっている認識です。
0:47:41	整理さしてくれる。はい。
0:47:43	はい原子力機構、井澤です。はい。こちらから特にございません。
0:47:49	はい、じゃあよろしいですかね。
0:47:53	はい。そうしましたら本日の停止の要請等が以上にて終わりにしたいと思います。河上さん。
0:48:02	はい、ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。